



令和3年1月6日

放課後デイ Granny 加盟店 各位

株式会社 Granny
代表取締役会長 小倉丘礼

新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言再発令の方針を受けて

謹啓 平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

標記に関しまして、報道によりますと、政府は1月6日段階で1都3県（東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県）に対しまして緊急事態宣言を再発令する方針です。株式会社 Granny として、ご利用者の生活状況やご家族の利用実情を鑑みつつ、行政からの指導の下、前回発令された全都道府県に対する緊急事態宣言を受けての方針と変わらずに、今回対象の可能性となりうる1都3県に該当する加盟店のみならず、全加盟店の皆様には安全面に最大限留意し運営を継続して頂きたいと存じます。

なお、以前より周知されております厚生労働省通知「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」に沿った「新型コロナウイルス感染対策マニュアル」、厚生労働省通知「新型コロナウイルス感染症防止のための障害児通所支援に係るQ&Aについて（その1・2）」及び弊社本部通知の「新型コロナウイルス感染拡大を受けての放課後デイ Granny 本部方針に関するQ&A」に従った対応を今後も徹底継続して頂き、度重なる留意点になりますが、下記の対応をお願い申し上げます。

謹白

記

- (1) 緊急事態宣言後の放課後デイ Granny としての事業運営方針
 - ① 放課後デイ Granny の利用対象に該当する重症心身障害のお子さん(以下、重心児)は日常的にケアを必要としている方々が多く、その重心児を支援する社会福祉施設の立場から今後も継続して事業運営をしていく方針です。
 - ② 事業運営の継続にあたり、厚生労働省を始めとした各行政機関の通知・指導の下、放課後デイ Granny 本部作成「新型コロナウイルス感染拡大を受けての放課後デイ Granny 本部方針に関するQ&A」に沿った支援を心掛けています。
 - ③ 「感染拡大の防止」の視点に立ち、都道府県知事から全国の放課後デイ Granny 事業所(以下、各事業所)の施設管理者(以下、管理者)に対し、当該施設の使用制限や使用停止に係る要請がなされていない場合・要請がなされた場合においても、各事業所の管理者が中心となり様々な支援を検討いたします。
 - ④ 各事業所における支援は、その地域における状況を鑑み検討するものとします。

- ⑤ 休業を余儀なくされた事業所は、利用重心児及びその保護者様に対しまして、市町村や担当相談支援事業所、保健所等と連携し、休業の事実や代替サービスの確保等を検討いたします。
- ⑥ 各事業所は、特に支援が必要な利用者様に対して、必要かつ適切な支援の確保ができる様努めます。

(2) 緊急事態宣言後の放課後デイ Granny としての事業運営工夫の例示

基本的には、各行政機関の通知・指導の下、各事業所の管理者がその地域における状況を鑑みて支援の検討を行うものとしますが、Granny 本部としましては以下の様な運営工夫を一例として各事業所に通知・指導をしております。

① サービス提供時間の短縮の工夫

午前（10：00～12：00）・午後（14：00～16：00）の2部制の検討を行います。午前、午後のいずれかに利用が集中しない様、サービス提供時間帯を利用重心児ごとに設定させて頂き、個別に保護者様にご連絡・相談をさせて頂きます。時間帯でご都合がつかない場合もしくは午前午後を通しての支援が必要な場合には、各事業所管理者にご相談ください。

② 遠隔システムを使ったフォローアップ・療育の提供の工夫

事業所従事者、利用重心児及び保護者様・ご家族様（以下、保護者様等）とで Skype・ベルフェイス・Zoom 等といった遠隔システムをスマートフォンやタブレット・パソコン等を用いて、30分程度のコミュニケーション及び療育の実施を検討します。その内容は、利用重心児の健康状態の確認に始まり、重心児の障害特性に応じて異なりますが、放課後デイ Granny では肢体不自由の重心児が多くいる事を鑑みて、日常的に事業所内で実施しているリハビリプログラムを遠隔システムで保護者様等へ指示を出しながら、可能な限り保護者様等に実施して頂くものとします。本フォローアップ・療育を提供した場合、通常の利用料が発生する場合がございます。保護者様にはその点をご了承願います。提供回数は、受給者証に記載の1ヶ月間の給付支給量内での実施となりますが、通常の利用料内で行う療育ほどの効果は見込めない場合があります。この点もご了承願います。

(3) 緊急事態宣言後も継続して行う放課後デイ Granny の運営の基準

- ① 各事業所従事者、利用重心児ともに出勤日・利用当日に自宅内で体温の測定の徹底をお願いしております。体温計測時に37.5度以上の発熱が認められた場合は、厚生労働省の通知に従い、当日の出勤・利用は控えて頂きます。
- ② 利用重心児が発熱（37.5度以上）により当日の利用を控えた場合、管理者より担当の相談支援専門員に情報提供し、サービス利用の変更の協議を行います。
- ③ 利用重心児の利用再開の目安は、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器に異常が認



められない場合はご利用が可能とする基準を設けています。

- ④ 各事業所従事者、利用重心児ともに該当の症状が出た場合は、速やかに Granny 本部へ連絡をお願いいたします。

以上

尚、引き続き各加盟店におかれましては、従業員の手指消毒、備品の消毒、マスク着用、換気、うがい、不要不急な外出制限の徹底をお願いいたします。また、正式に緊急事態宣言が発令された際には、内容を本部として十分に精査し加盟店の皆様には共有をさせていただきます。

【コロナウイルスに関するお問合せ先】

本部長：代表取締役 小倉 丘礼（おぐら たかゆき）

電話番号：027-230-1131